平成２４年（フ）第３２号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目３番45号　古川マンション201
債務者　狩生　一美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
青森県弘前市大字桔梗野３丁目10番地１　市営住宅Ｇ―401号
債務者　奈良岡留美子（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７８号
青森県弘前市大字中崎字苅田29番地17
債務者　工藤　優子（旧姓桜庭）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４１１号
石川県野々市市三納３丁目159番地　セゾン・ド・フルールＣ棟101号室、行政区画等変更前の住所石川県石川郡野々市町字三納570番地
債務者　山東工業こと　東　　高寛
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２８号
金沢市大野町７丁目65番地、住民票上の住所金沢市大野町７丁目83番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目329番地
債務者　若田　　光
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４６１号
金沢市若松町ツ181番地
債務者　吉井騏三郎
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４８３号
石川県白山市湊町カ305番地59　美川アパート208号室、従前の住所石川県白山市美川和波町カ222番地１
債務者　村中　義正
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
石川県能美市寺井町や144番地　フォンテーヌⅠ・202号
債務者　吉田　綾乃
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第８０号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪3938番地４、住民票上の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13643番地６
債務者　柳澤　和人
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２１１号
滋賀県近江八幡市古川町1173番地34
債務者　西村　末子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３９１号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番24号仁川アメニティハイツⅢ102号、前住所兵庫県宝塚市伊子志４丁目１番64―404号
債務者　金澤　祐二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６７号
兵庫県たつの市神岡町沢田1080番地
債務者　徳永　義人
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１２２号
鳥取県米子市大崎618番地
債務者　小笹志津子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４２号
鳥取県米子市石井1095番地
債務者　西村　泰昭
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６９号
鳥取県境港市清水町622番地の２
債務者　田手なおみ
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８９号
山口県下関市上田中町３丁目１番７号
債務者　向　　由香（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
北九州市小倉南区葛原本町５丁目７番28号
債務者　中本　政敏
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部